

「満額の老齢基礎年金等の支給を補完する生活支援」

「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対し、従来の生活保護に代えて、新たに支援給付を支給します。

この場合、満額の老齢基礎年金等やその他の収入の一定割合について、収入認定を行わないことにより、その分、従来、多くの中国残留邦人等が受けていた生活保護よりも給付額が増加します。

(給付額はお住まいの地域及び世帯の状況等により異なります。)

この支援給付は、平成20年4月から、お住まいの都道府県、市区町村の福祉事務所などで実施されています。

「支援給付の内容」

生活費、住宅費、医療費、介護費用等が必要な場合に**生活支援給付**、**住宅支援給付**、**医療支援給付**、**介護支援給付**等を支給します。

対象となる方

- ① 「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる方とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方。(注1)
- ② 法施行(平成20年4月1日)前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受給している方。(注2)

①の対象者の方で、新たに支援給付を受給しようとする方は、**お住まいの都道府県、市区町村の支援給付の実施機関**にご相談下さい。

「支援・相談員」による支援等

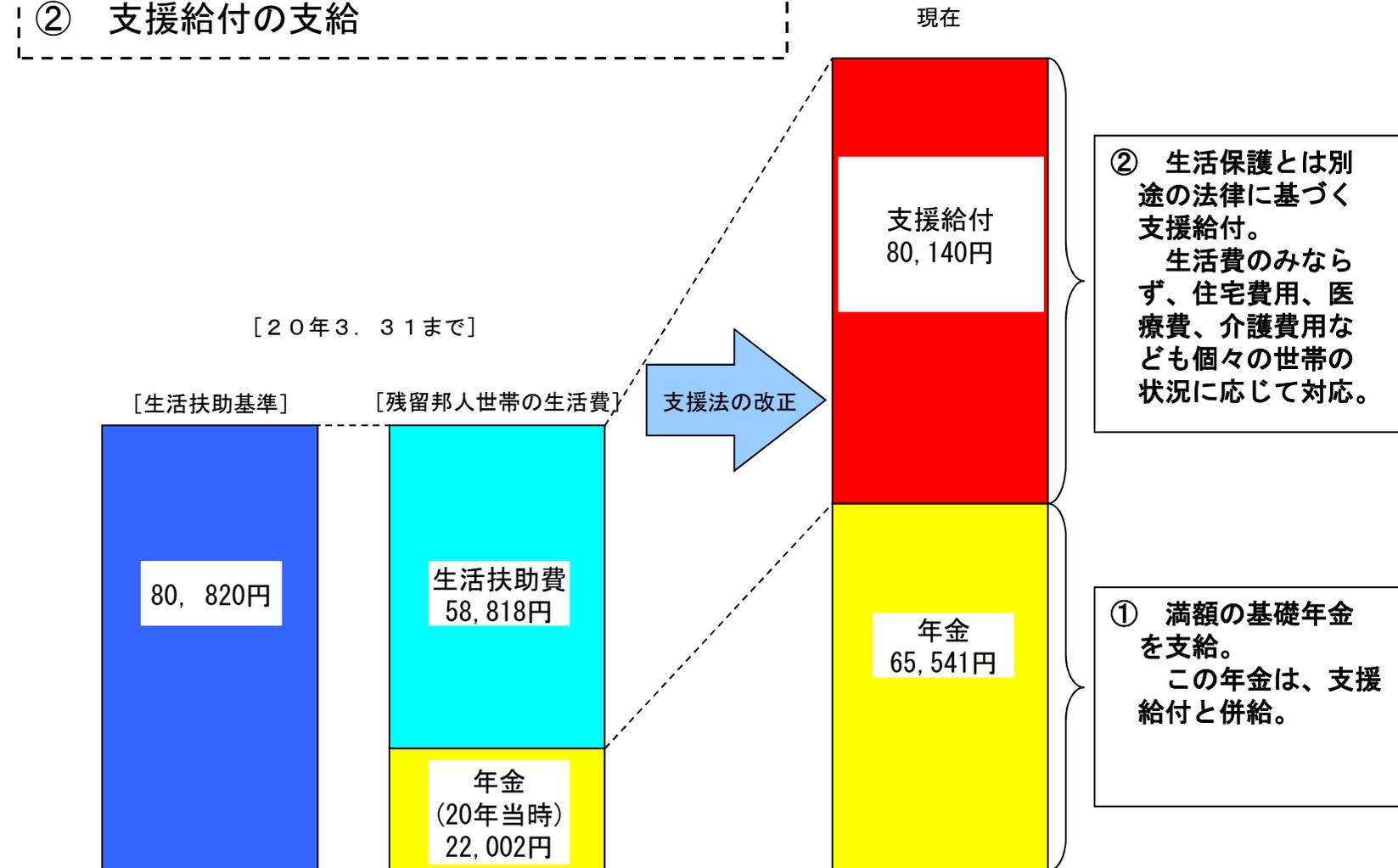
中国残留邦人等を深く理解し、中国語等がわかる「支援・相談員」が、支援給付の実施機関において皆様の相談や支援にあたります。

(注1) 平成20年4月1日以降に支援給付を受給中の中国残留邦人等ご本人が死亡した場合は、配偶者が引き続き支援給付を受けることができます。

(注2) ②の対象者の方は、現に生活保護を受けている福祉事務所にご相談下さい。

中国残留邦人等に対する支援策のスキーム

- ① 満額の老齢基礎年金等の支給
- ② 支援給付の支給



※ 生活扶助基準は、1級地-1（例えば東京23区）の例。単身世帯。

[平成20年度からの新たな支援策]